

# 和歌山県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 事業目的

環境省通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（令和6年3月29日付け環循適発第24032923号）により、都道府県において持続可能な適正処理の確保に向けた長期的な広域化・集約化に係る計画を策定することが求められていることから、2050（令和32）年度までを計画期間とする新たな「ごみ処理の長期広域化・集約化計画」を策定するにあたり、必要な調査を行うとともに、同計画案を作成することを目的とする。

## 2 募集対象業務

- (1) 委託業務名 : 和歌山県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画策定業務
- (2) 業務内容 : 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託料（上限額）：金 28,512,000 円（うち消費税及び地方消費税の額含む。）

対象年度	委託料上限額
令和8年度	5,852,000 円
令和9年度	22,660,000 円
委託料総額（上限）	28,512,000 円

- (4) 委託期間 : 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (5) 委託契約書 : 選定した委託業者に対して別途委託契約書を作成する。
- (6) 委託料については、各年度ごとに支払うこととする。

## 3 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）に基づき、競争入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「11. 測定・検査・調査研究等」、小分類「11. 調査研究・統計作業」に登載されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 国税及び県税、市町村税の滞納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

#### 4 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和 8 年 2 月 13 日（金）
実施要領や仕様書等に関する質問受付締切	令和 8 年 2 月 20 日（金） 17:00 まで
質問に対する回答期限	令和 8 年 2 月 27 日（金） 17:00 まで
企画提案書類の提出締切	令和 8 年 3 月 3 日（火） 17:00 まで
選定委員会	令和 8 年 3 月 16 日（月） 13:30～（予定） 場所：和歌山県民文化会館 4 階 中会議室
審査結果の通知	選定委員会の翌日以降速やかに行います
契約の締結及び事業開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）（予定）
事業完了	令和 10 年 3 月 31 日（金）

#### 5 質問受付

本プロポーザル参加にあたって質問事項がある場合は、「4 スケジュール」に示す期限までに、質問票（様式 1）を電子メールにより提出すること。

質問に対する回答は、和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課のホームページ上に掲載する。

なお、企画提案書の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けない。

#### 6 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類を期限までに 6 部（正本 1 部、副本 5 部）提出すること。提出方法は直接持参又は郵送とする。

##### 提出書類等

- ア 企画提案申請書（様式 2）
- イ 企画提案書本書（任意様式）
- ウ 誓約書（様式 3）
- エ 費用見積書（任意様式）
- オ 事業実施体制表（様式 4）
- カ 会社概要（パンフレット等）
- キ 和歌山県物品の調達及び役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し
- ・企画提案書本書には、業務スケジュールについても記載すること。  
また、審査に必要な事項（別添審査基準を参照）について記載すること。
- ・費用見積書は、全体の事業費（税込）とともに、各項目の内訳、単価・数量、消費税及び地方消費税を記載すること。
- ・費用見積書の宛名は「和歌山県知事」とすること。

#### 7 公募型プロポーザルの実施方法について

##### （1）審査方法

企画案の審査は、県が別に定める委員により組織された「和歌山県環境生活部所管公

募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」で行う。

なお、選定委員会では、(3)審査項目及び審査基準に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に充分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の最も優れた企画を提案した者を委託候補者として選定する。

## (2)選定委員会

ア 実施日 : 令和8年3月16日（月）13：30から

イ 開催場所：和歌山県民文化会館 4階 中会議室

※都合により、時間及び場所を変更することがある。

ウ 所要時間：1事業者あたり30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分）

エ 注意事項：プレゼンテーション参加人数は、1事業者あたり3名までとし、参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できない。

## (3)審査項目及び審査基準

審査項目は以下のとおりとする。

### (審査項目)

ア 業務実施体制

イ 業務実績（※同種の業務実績については、受託中の業務を含む）

ウ 人口及びごみ排出量等の将来予測

エ 広域化ブロック区割りの設定・ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

オ 効果の分析

カ 協議会の設立支援、開催・運営

キ 計画素案等の作成

ク 見積価格の妥当性

※詳細は、別紙「和歌山県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画策定業務委託」審査基準を参照

## (4)決定方法

提案内容について審査し、最もふさわしい者を第1位入選者に決定する。

なお、第1位入選者との間で協議が整わない場合又は第1位入選者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の候補者と協議を行うこととする。

また、提案者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、評価点数の合計が、満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者として選定する。

最高点の者が複数者いる場合は選定委員の合議により決定する。

## (5)審査結果の通知

審査終了後、結果を速やかに参加者全員に通知する。

## (6)契約の締結

- ・ 契約候補者と県が協議し委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。

仕様の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と県との協議により最終的に決定する。

- ・ 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときはその選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

## **8 その他留意事項**

- ・一度提出した書類・提案書は返却しない。
- ・プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- ・提出期限後の応募者の都合による追加書類の提出、再提出及び差替えは一切認めない。
- ・提出物に虚偽があった場合、企画書の審査対象から外れるものとする。
- ・業務上発生する未確認事項については、別途循環型社会推進課と協議すること。
- ・この案件に関する必要な予算が成立しない場合には、本プロポーザルは無効とする。  
なお、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、本プロポーザルを中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

## **9 各関係書類提出場所**

和歌山県 環境生活部 環境政策局 循環型社会推進課 地域環境推進班（県庁本館 4階）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

電 話：073-441-2675

F A X：073-441-2685

E-mail：e0318001@pref.wakayama.lg.jp

担 当：井谷